

昭和二十七年二月一日 第三種郵便物認可  
昭和二十四年六月三日 国有鉄道特別承認雑誌第一九九号

# 經濟論叢

第104卷 第2号

「経済学のありかた」特集

---

歴史学と「民主主義」	尾崎芳治	1
都市の論理と非論理	島恭彦	17
貧乏と経済学	岸本英太郎	28
近代科学と人間	石田傳	40
経済学研究のあり方と民主主義的共同研究体制	森岡孝二	51
経営学	田杉競	61
最適計画の理論	浅沼万里	70

---

昭和44年8月

京大經濟學會

# 貧乏と経済学

——経済学のありかた——

岸 本 英 太 郎

- 1, 貧乏への関心
- 2, 社会政策論との出会い
- 3, 大河内社会政策論への疑惑
- 4, 大河内理論との対決
- 5, 社会政策論から労働経済論へ（以上本号）
- 6, 賃労働一般の理論と労働経済論
- 7, 貧乏と現代資本主義—マルクスとケインズ—
- 8, 経済学のありかた

はじめに 「経済学のありかた」についての私の考えを正面から取上げるのではなく、私の専攻である社会政策論や労働経済論を私が選んだ動機と研究をすすめてゆく過程で当面した幾つかの問題を通して、経済学のありかたとかかわった私自身の体験を学生諸君に語るという形で、この稿を執筆してゆきたい。

## I 貧乏への関心

大量失業と広汎で深刻な貧乏が日本の全社会を被っていた1931年に地方の旧制高等学校へ入学した私は、文学や音楽の魅力にとりつかれ、熱中しながらも、心にこびりついて離れないものがあつた。それは、この失業や貧乏をなくすることはできないものであろうか、これを直接に研究する学問はないのであろうか、ということであつた。こうした内部の声に導かれ、教師の奨めもあつて、私が選んだ学部は法学部であつたが、間もなくそれが経済学であることを知つた。だが当時の講壇経済学は凡そ私の期待にこたえるものではなかつた。私の経済学勉強は一人で、あるいは友人たちとの研究会でなされ、講義からではなかつた。

私と『資本論』との出会いは大学2年生になつたばかりの1935年の春であつた。ローゼンベルグの『資本論註解』とアドラツキー版『資本論』とを坐右に、

高島素之訳の『資本論』を読み終ったのは、1935年の暮であった。暑く長い夏休暇中、郷里の図書館で終日『資本論』と格闘した日々を私は今も忘れない。第1巻の第1篇第8章、第4篇第13章、第7篇第23章、とくに第7篇第23章は、私が長い間求めつづけたものへの誠に適確な解答であった。これらの各章を読んだ時の感動は誠に大きかった。

当時は所謂資本主義論争がたけなわの頃で、『日本資本主義発達史講座』、山田盛太郎『日本資本主義分析』、同『再生産表式分析序論』、平野義太郎『日本資本主義社会の機構』、小林良正『日本産業の構成』、戸田慎太郎『日本農業論』、木村荘之助『日本小作制度論』、服部之総・信大清三郎『日本マニユファクチュア史論』、同『明治染色経済史』などは学生の必読文献であったし、雑誌『経済評論』(叢文閣)や『歴史科学』(白揚社)は論争に直接かかわる力作論文が次々に掲載されたから、争って読まれた。

マルクスの『資本論』によって、イギリス資本主義を素材として資本主義の純粹範疇として概念構成された抽象的な経済法則は、そのものとして実在するのではなく、大小の差はあれ非資本主義的要素を無数に内包したそれぞれの具体的な各国資本主義の特殊性(特殊な発展)のなかでのみ傾向的近似的に貫徹されるものであると一般に理解されていたといてよい。すなわち、資本主義の普遍的な純粹範疇として概念構成された経済的諸法則は、その具体的実現にあたっては多様な諸事情によって変容(modifizieren)されるが、この実現の問題の究明によって、はじめて「現実の運動は適切に表現される」。法則そのもの(これが『資本論』で明らかにされた)とその具体的実現の問題の究明とによって経済的諸法則は全体として明らかにされる、ということである。今日相当広汎に見られる経済学研究における宇野経済学的方法＝「原理論・段階論・現状分析の三段階論」は、当時の学生、とくに京都の学生の間には殆んど見られなかったといてよい。少なくとも、本質は『資本論』で、歴史はマックス・ウェーバーで、現状はアメリカ労働経済学(近代経済学)と社会学的手法で、といった今日労働経済学界の一部に見られるような潮流は当時考えることもできな

かったとあってよい。

## II 社会政策論との出会い

貧乏への強い関心から経済学を自力で勉強しはじめた私が、やがて社会政策論に注意を向けたのは当然の帰結であつたろう。社会政策は、労働者階級の貧乏とかかわる国家の社会改良策に外ならないからである。社会政策論で私は労働者階級の貧乏が資本主義社会の内部でどこまで軽減することができるのか、すなわち社会改良の問題に真剣な眼を向ける端初を開かれたとあってよい。これによって、私は資本主義が存続するかぎり、貧困の解決は勿論のこと、その軽減すらも不可能だ、といった社会改良を改良主義と同一視して否定軽蔑した当時の学生たちの一般的風潮から免れることができたと思っている。

私が大河内さんの『独逸社会政策思想史』を読んだのは1936年の4月だから、この本の出版直後だった訳だ。私は精緻で格調高いこの大著に完全に魅了せられ、社会政策論に深い学問的興味を覚えると同時に、社会政策に強い関心を持つようになった。この書物に引きつづいて私は服部英太郎さんの「独逸社会民主主義社会政策論の崩壊過程」(『東北帝大法文学部10周年記念経済論集』所収、昭和9年9月、岩波書店刊)を読み、大きな感動を受けた。この二つのすぐれた大著が講壇経済学者の著作であったことは、私に勇氣と希望を与え、私に会社勤めを断念させる機縁となった。

1937年の暮れ、風早八十二氏の『日本社会政策史』が出版され、私は直ちにこれをむさぼり読んで深い感銘を受けた。私はすでに大学を卒えて市役所に勤めていたが、そしてまた日華事変が勃発していたが、私は躊躇なく市を退職し、大河内さんのところで社会政策の研究をすべく、1938年4月はじめ上京した。日本における数少い社会科学の古典的名著たる以上の三つの著作を相ついで読み、深い感動と強い学問的興味をそそられたことは誠に幸せであった。

当時、京都大学には社会政策論の専門学者はおらず、私はS教授の社会政策論の講義を聴いたが、それは腹だたいばかりひどいものであった。

上京後3週間もたたないうちに私は召集令状を受取り、入隊することになったから、社会政策の勉強に専念することはできなかった。以後さらに2回も召集され、除隊後は頻々と職を変えつつ、日増しに熾烈になる戦時下の東京で、日本の侵略戦争に不安と憤りを覚えつつ、きびしい学問と思想の弾圧下、僅かに存在を許され、しかも異彩を放っていた一部の講壇経済学——大河内さんの社会政策論と経済思想史研究、大塚久雄さんのヨーロッパとくにイギリス近代経済史研究、いわゆる大塚史学——の勉強で暗い日々を耐えた。当時『資本論』を読むことはもはや不可能であり、『資本論』を所持すること自体が身の危険を意味した。東大図書館でも上野図書館でも協調会図書館でも『資本論』を借出すことはできず、それは閲読禁止本に指定されていた。きびしい戦時下にすぐれた大河内社会政策論や大塚史学を自由に勉強することができたことは、当時の学生や若い知識人にとって救いであり幸せであった。これらによって私は経済学により強いより広い関心を持つことができるようになった。経済学という学問の楽しさを覚えるようにもなった。戦後大河内さんと大塚さんの周辺にすぐれた学究が多数結集したのも誠に故なしとしない。

### Ⅲ 大河内社会政策論への疑惑

1940年に大河内さんの『社会政策の基本問題』が刊行された。大河内さんの社会政策についての学問的な体系的著作である本書を読んで心に持った疑惑は、社会政策論という学問分野についてばかりでなく、「経済学のありかた」にかかわる問題を私に提起した。

『社会政策の基本問題』は、「社会政策を、労働者に対する保護ではなく、『労働力』に対する『保全』と『配置』のための政策」と理解し、「社会政策を『労働力』政策として、経済の再生産に対して『生産的』な意味を認めようとした」ところに特色があるが、社会政策の大河内理論の最初の体系的理論の成立を示す1933年の論文「労働保護立法の理論に就て」（前掲書に収録）はもとより、これ以前の長稿「概念構成を通じて見たる社会政策の変遷」や「独逸社会政

策思想史』も社会政策を労働力保全策と理解していたといっただけでよい。つまり従来社会改良策とか社会主義政策とかと理解されてきた社会政策の本質が資本制的な労働力保全策に外ならないことを経済学的に明らかにされようとしてきたと考えてよい。大河内さんは、社会政策を倫理的に基礎づけたドイツ新歴史学派の非科学性を衝き、社会政策を社会主義的に解釈したドイツ社会民主主義社会政策論の幻想性を鋭く批判した上でその体系的理論を確立されたのである。

これは当時としては劃期的なことではあったが、大河内理論は社会政策を総資本対総労働すなわち資本家階級対労働者階級の利害の対抗からではなく、労働力をめぐる「個別資本対総資本の利害の喰違い」から導きだされた。すなわち労働者階級の窮乏を総資本—資本制生産の運動法則として把えず個別資本の労働力濫奪欲からみちびきだし、これを放置すれば資本制生産そのもの或はその発展は不可能になると考え、これを可能ならしめるようにするのが総資本であるとし、社会政策はこの総資本—国家の理性的産物であるとされたのである。ここには賃労働の経済法則的理解が完全に欠除しているという意味だけからしても致命的欠陥といえるが、社会政策の本質を労働者保護とか社会主義の実現とかみないで資本主義的な労働力保全（搾取の合理的形態…岸本）とされたところに大きな前進があった。

ところが大河内理論は日華事変がはじまった頃を転機に一つの微妙な転換を遂げた。これまで社会政策をもっぱら社会改良、労働力保全策、その意味での労働力政策と理解してきた立場を労働力政策一般に拡大し、労働力の本源的蓄積政策や戦時下の強制的な労働力「配置」政策をも社会政策と理解されるにいたったばかりか、後者を社会政策の本質を最も鮮かに示すものと主張されるにいたったのである。

「昭和12年夏に始った支那事変は、社会政策のこの『生産政策』としての本質を最も鮮かに浮び上がらせたと考えられる。戦争は、或る意味では、社会政策論の試金石であったのである。けれども戦争は、これまでの社会政策論をもってしては被い得ない問題を創り出し、それをも解き得る理論を要求している。それはただに分

析的な理論のみでなく、今やほかに総合的にして建設的な理論を求めているのである。勿論新たな社会政策の理論は分析的基礎を持たない単なる道義論や政治論であってはならないが、またそれは、積極性を持つとしない悪しき意味の『批判的』性格のものに終わるべきではない筈である」(『社会政策の基本問題』序、4ページ)

これまでの大河内理論からすれば、戦時労働政策は社会政策の切下げ、社会政策の危機であった筈である。第一次世界大戦後のドイツ資本主義の危機下に社会政策が危機に頻したことを大河内さんは詳細に分析してきたし、ワイマール体制下社会民主党政権のもとでの社会政策の外見的前進に社会主義を発見した社会民主主義社会政策論の虚妄性を鋭く批判されてきた。なぜ大河内さんは日華事変下の労働政策を労働力保全的労働政策(社会政策)から強制配置的労働政策への転換として理解し、社会政策を軽視ないし否定して進行する戦時労働政策(大河内さんはこのことを十分すぎる程理解されていた)を批判すること、せめて警告することを主眼とされないで、戦争に対して「積極性をもち」、「総合的にして建設的な理論」としての社会政策論を構想されたのであろうか。なぜ「軍需生産力の最大限の発揮の方向に一義的に向けられ、そのための生産政策として奉仕する！」(基本問題、188ページ)戦時労働政策を社会政策と理解しなければならなかったのであろうか。これは大河内さんの社会改良のもつ意義についての理解に欠陥があるのではないか、民主主義もファシズムもそれがいずれもブルジョアの支配の形態であるとして、両者を単純に同一視し、民主主義のもつ意義についての自覚が足りないのではないか。私の大河内社会政策論への疑惑はここに発し、またこれが「経済学のありかた」について私に大きな問題を提起したのである。

社会政策は一般に社会改良と理解されてきたし、大河内社会政策論は、社会改良としての社会政策の経済学的解明を志して、これを資本制的な労働力保全策であるとされた筈だ。貧困問題から経済学へ入った私は、『資本論』によって資本主義社会における労働者階級の窮乏化の必然的意義を学び、大河内社会政

策論によって労働者階級の貧困への資本主義的な対応策としての社会政策とその限界の経済学的意義を学んだと思っていた。これは間違っていたのであろうか。私の大河内社会政策論への疑惑は、昭和19年版の増訂版『社会政策の基本問題』を先生から寄贈され、そのつぎのような序の一部を読んだとき、決定的なものとなった。

「戦争は社会政策を、労働者政策としてでなく、むしろ何よりも労働力政策として展開せしめたようである。支那事変勃発以来、わが国に於ける社会政策的実践もまた、この線に沿うてたくましく展開された。それにも拘わらず、社会政策の理論の領域に於ては、未だこの事実を卒直に受け容れることなく、多くの場合、労働者『保護』の古い精神が、また労資対立という古い伝統が清算されぬまま残存し、社会政策の理論の形成にいまだに役立っている」(増訂版への序、10ページ)。

大河内さんは戦争批判の精神を喪失して、その社会政策論によって戦争に積極的に協力されようとしているのではないか、というのが私の卒直な感想であった。そして大河内社会政策論の経済学的立場が今や総資本の立場であることをはっきり意識すると同時に、自分の経済学的立場が総労働の立場であることを否応なく再自覚させられたのである。

戦前に社会科学を学んだ者として、日華事変や太平洋戦争が日本の帝国主義的侵略戦争であるとの理解は不動であったが、きびしい戦争下、大塚史学や大河内社会政策論や経済思想史などの講壇経済学に事実上逃避して暗い日々をすごし、将来、社会政策の研究を職業として選びたいとそれとなく願っていた私にとって、これは辛いことであった。そんな経済学的立場は当時完全に否定され尽していたし、近い将来も存在の余地はないと考えられたからである。それはともあれ、私の大河内社会政策論への疑惑と対立は、明確な理論的なかたちをとらないまま私の心の奥深くに沈んで、戦時下の東京における苦しい匆忙の日々、私の意識に上ることは稀れであった。



## IV 大河内社会政策論との対決

敗戦後の日本資本主義の危機に直面して、大河内さんの労働問題への多面的評論活動が展開されはじめた（これらは『日本資本主義と労働問題』として、1947年2月、白日書院から刊行された）。『社会政策の基本問題』所収の「社会政策に於ける生産と分配」で、戦時労働政策を社会政策の本質を最も鮮かに浮び上らせるものと主張された大河内さんは、今度は「労働組合に於ける生産と分配」なる戦後論文（前掲書所収）で、「国民経済全体としての基礎が崩壊しはじめた」現在、今や『労働条件ノ維持又ハ改善』は如何なる意味も持ち得なくなる」とし、かかる「分配主義的な労働組合の原則は過去の遺物」となり、「これに代って生産主義の労働組織が新しい時代の労働組合の原則として妥当するに至るであろう」とのべ、『労働条件ノ維持又ハ改善』を中心とする分配主義の労働組合が資本主義に於ける安定期のものだとするなら、経営協議会による経営参加を中心とする生産主義の労働組合は、資本主義の変革期に於けるものと称して差支えないであろう」（214ページ）と主張され、「今や、日本の労働組合にも、その古い分配主義をすてる時が来ているように思われる」（219ページ）と結んだ。

はげしい賃上闘争を展開しつつある労働組合に、その余地がないとして組合の分配主義的機能を捨て去ることを教説して生産主義を奨めることは、労働組合に賃上闘争を中止して資本の生産復興に全面的に協力せよ、というに等しい。私が大河内理論と対決しなければならないことをはっきり意識したのはこの論文を読んだ時であった。

私は1947年3月末、社会政策講座担当予定者として京都大学経済学部へ赴任した。私的大河内社会政策論への理論的批判と対決のための苦闘がここに始まった。服部英太郎さんが、1949年2, 3, 4月の各号の『経済評論』に「社会政策の生産力説への一批判」を掲載して大河内さんを批判されたとき、これでは戦時中の風早八十二氏による大河内理論批判同様、全然理論的批判になってい

ないことを痛感し、私はまだ明確な結論に達していなかったが、ペンをとって大河内社会政策論の理論的批判を開始した。以後1年間余、論文を書きつづけ、どうやら自分なりの結論らしいものに到達したのは1950年半ばであり、私はこれを同年末『社会政策論の根本問題』と題して刊行した。

本書で私は社会政策論を資本蓄積論のなかにすえ、いわゆる窮乏化法則とこれに基因する労資對抗発展の法則との関連において社会政策の本質論と形態論を導き出した。社会政策は賃金や労働条件の維持改善にかかわる国家の労働政策と普通理解されていたから、社会政策を理解するためには、賃金や労働条件を規定する資本主義的経済法則＝賃労働の運動法則とは何かがまず明らかにされねばならなかったのである。それが資本制的蓄積の一般的法則であり、労働者階級の窮乏化法則であり、これに基因する労資對抗発展の法則であると私は考え、資本一般の理論に対応（従属）する賃労働一般の理論が窮乏化法則（資本の有機的構成高度化の法則＝産業予備軍の創出を槓杆とする賃金の労働力の価値以下への低下法則）であり、これに基因する労資對抗発展の法則であるとの一応の結論に到達した。

私はこの賃労働一般の理論に立脚して社会政策論を構成した。そして、社会政策の本質を、「労資の階級関係の安定を通じて産業平和を維持するために（社会政策の本質における政治的＝社会的契機）、国家の法的強制によって行われる資本による労働力の価値収奪に対する抑制・緩和策（社会政策の本質における経済的契機）」と規定し（本質における政治的＝社会的契機は、『社会政策論の根本問題』増補版で附加した）、社会政策の諸形態が窮乏化の諸形態と相応することを明らかにし、さらに社会政策が労働者階級に対する資本家階級＝国家の譲歩による支配策、すなわちブルジョア民主主義の一環であることを強調した。

戦前派の私たちは、基本的人権らしいものを殆んど認められなかった戦前の時代、基本的人権がいかに重要であるかを身をもって痛感し、希求してきた。私が法学部で学んだことの中心も、罪刑法定主義とか刑法における期待可能性の理論とか天皇機関説などの法や権力と基本的人権との関係の問題であり、人

間的存在にとっての基本的人権の不可欠の重大性とそのための方力の無制約的な発動へのチェックの必要性の認識であった。戦後われわれは占領軍の日本民主化政策によって様々な基本的人権を賦与された。弾正諸法令の撤廃と労働組合法による団結権、団交権、罷業権の獲得、農地改革はその中核であった。総じて社会政策立法の内容は基本的人権の法的確認である。この与えられた基本的人権をすみやかに自主的なものとし、これを拡大してゆくことが日本の労働運動にとっての課題であり、私の社会政策論の課題であった。社会政策立法の内容をなす基本的人権は資本や国家によって不断に侵害され、縮小され、形骸化される危険をはらみ、私たちはこれとの不断の闘いによってはじめて基本的人権を守り、拡大してゆくことができるからである。

この認識は戦時中の私の社会政策論研究の基底にもはっきり存在していた。社会改良としての社会政策に、通説を否定してまでも、これを後退させ、否定する強制労働的な戦時労働政策を含め（両者を含めた概念としてはすでに労働政策という概念がある。社会政策は労働政策の一例として扱えられねばならないことはいうまでもない。譲歩と弾正、改良と改悪は現実にはつねに相伴っているからである）、しかもこれが社会政策の本質を最も明瞭に示すものとされた大河内理論に——それは通説の非科学性（経済理論の欠除）を衝き社会政策の資本主義的性格を強調されるに急な余りの結果であったが——、私は、支配されるもの、戦争やファシズムの犠牲に供されてきたものとしての労働者階級の苦悩や社会政策に託した願いを見出すことはできなかった。このことが私を大河内社会政策論と対立させ、対決させることとなったといつてよい。まして私は社会政策の経済理論を主張されつづけてこられた大河内理論のなかに、賃労働者の貧困と社会政策とにかかわる経済法則（資本の運動法則と賃労働の経済理論一窮乏化法則と労資対抗発展の法則）をついに発見することはできなかった。

戦時中から懐きつづけてきた社会政策の大河内理論への私の疑いを、自ら解くことだけを目的として大河内理論と理論的に対決し、自分なりの結論に達した私は、日本社会政策史の理解で大河内さんと対立し、1952年『日本絶対主義

の『社会政策史』(1952年刊行の『社会政策論』の後篇「日本社会政策史」を1955年、独立の書物として出版)を執筆した。

社会政策が階級対立と対抗の必然的産物であること(これは有力な通説の1つであったが、その政治経済学的分析が欠除していたのである)を政治経済学的に究明した私は、これに一貫して反対され、社会政策を循環する秩序としての経済の再生産のための「総資本」=「国家」の労働力政策=生産政策=経済政策である(「循環する秩序としての資本主義経済の再生産」は大河内さんが主張されるように、社会政策によってはじめて可能となるのではなく、国家の社会政策を俟たずとも、それ自体経済法則的に可能である。だがこれに内在する階級対立・階級闘争の抑圧や安定化は国家の手を通さずには不可能である。したがって総資本と国家を経済的に等置するとは誤りであり、階級対立・対抗の中から生れる社会政策を経済政策とみることも正しくない。社会政策は本質的には政治である)と強調される大河内理論に対し、戦前の日本社会政策史の分析を通して私の理論を不十分ながら歴史的に検証すると同時に(このことは、私が社会政策が結果的に果す生産的機能を否定していることをいみしない。社会政策は階級対抗を一時的に調整する機能と労働生産性とか能率の上昇とかの生産的機能を果す)、社会政策が資本主義の確立と発展のために経済的に不可欠でもないことを明らかにし、確認した。

## V 社会政策論から労働経済論へ

『日本絶対主義の社会政策史』と『窮乏化法則と社会政策』を書き終るや、私の関心は賃金論や労働市場論や労働組合論(つまり労働経済論)へ急速に移っていった(この関心の移行はすでに総評の成立—1950年7月—頃からはじめていた)。ときあたかも戦後日本経済の再建が、寡占体制の復活という形で軌道にのり、確立し、労働組合運動が、反体制的運動を中心としてではなく、体制内での労働者生活の維持、向上を基本的不可欠の任務として、資本との対抗のなかで展開されはじめており(1955年、総評の『春闘』方式が発足した)、労働組合組織が体制内に定着し、労働市場や賃金や労働組合や労使関係などの政治経済学的分析

の必要が痛感されるようになっていた時であった。

この時点で、労働問題研究者の眼が一般に社会政策論から労働経済論へ移行したのは誠に自然のなりゆきであった。

賃労働の経済理論を正面から追求し、賃労働の問題を経済学の分野に定置して、資本蓄積論と賃労働一般の理論に立脚して社会政策論を構成した私にとって、賃労働一般の理論を労働市場論や賃金論や労働組合論に具体化すること、具体的な労働市場や賃金の変動や労働組合の諸活動や現実的な労使関係のなかに、いかに賃労働一般の理論が、その実現にあたって幾多の諸事情、諸条件によって変容されつつ傾向的近似的に貫徹しているかを明らかにすることが新しい課題として登場した。この過程で、私は、私より一歩早く、労働経済論の研究に着手した研究者グループの労働経済論と対立し、対決を迫られ、ここで「経済学のありかた」についてあらためてまた反省する機会をもった。

(未完) (6.20)